



再評価結果（平成17年度事業継続箇所）

担当課：道路局有料道路課

担当課長名：金井 道夫

事業名	高速川崎縦貫線		事業区分	都市高速道路	事業主体	首都高速道路公団
起終点	自：川崎市川崎区富士見 至：同市同区浮島町地先		延長	7.9 km		
事業概要						
<p>本路線は川崎市を縦貫し、川崎市内各地を相互に連絡するとともに、横浜羽田空港線、東京湾岸道路、東京湾アクアライン等の幹線道路と一体となったネットワークを形成する。これにより、業務核都市川崎の育成を図り、川崎市南部地域の環境改善のためにも重要な役割を担う。</p> <p>川崎浮島ジャンクションの一部及び浮島出入口については、平成9年12月に東京湾アクアラインと合わせて供用し、また、川崎浮島ジャンクションから殿町出入口間(3.5km)については、平成14年4月30日に供用した。</p>						
H2年度事業化		H2年度都市計画決定		H2年度用地着手		H2年度工事着手
全体事業費	約5,684億円		事業進捗率	85%	供用済延長	3.5 km
計画交通量	6,000～18,000台/日					
費用対効果分析結果	B/C (事業全体) 1.1 (残事業) 5.7	総費用 (残事業)/(事業全体) 742/7,129億円 事業費：606/6,943億円 維持管理費：136/187億円	総便益 (残事業)/(事業全体) 4,218/7,574億円 走行時間短縮便益：4,064/7,296億円 走行費用減少便益：117/211億円 交通事故減少便益：38/68億円	基準年 平成16年		
事業の効果等						
<p>円滑なモビリティの確保（羽田空港へのアクセス向上が見込まれる。） 都市の再生（「川崎殿町・大師河原地域」が都市再生緊急整備地域に指定。） 地球環境の保全（対象道路の整備により自動車からのCO2排出量が削減される。）</p>						
他16項目に該当						
関係する地方公共団体等の意見						
首都圏の広域交通ネットワークを構築するとともに本市の都市機能を強化する川崎縦貫道路（浮島～国道15号）の整備を進めます。【川崎市 新総合計画（平成17年2月）素案より】						
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等						
「川崎殿町・大師河原地区」が都市再生緊急整備地域に指定された。一方、川崎縦貫線2期計画は具体化に進展が見られず、京浜急行連続立体交差事業は長期化しており、また交通量が伸び悩んでいる。						
事業の進捗状況、残事業の内容等						
現在までに3.5 kmを部分供用している。平成16年度末（見込み）の進捗率は85%（工事79%、用地（面積比）99%）						
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等						
大師ジャンクション以西の区間については、上記周辺環境変化等のような課題があり、事業の進め方を検討する必要がある。						
施設の構造や工法の変更等						
発生土の現場内流用等により、コスト削減を図っている。						
対応方針						
「事業継続」とし、段階的整備（部分開通）により早期事業効果の発現を図る。ただし、整備にあたっては2期区間等の見通しを考慮しつつ、採算性確保策を検討する。						
対応方針の決定理由						
事業の進捗状況、空港アクセス改善効果及び「川崎殿町・大師河原地域」の都市再生における位置づけを考慮すると、事業の必要性は認められる。なお、2期計画等との関連及び事業採算性に課題がある。						
事業概要図						
						

総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。